

# 請願文書表

令和 5 年 第 3 回  
熊谷市議会定例会

目

次

請願第 1 号 「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める国への意見書」の提出を求める請願  
..... 1

請願第1号 令和5年6月1日受理

件名 「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める国への意見書」の提出を求める請願

請願者 埼玉県熊谷市石原1063-3  
建設埼玉 熊谷地区本部  
執行委員長 林 高夫

紹介議員 黒澤 三千夫、千葉 義浩、腰塚 菜穂子、小林 國章

要旨 別紙のとおり

付託委員会 都市建設常任委員会

## 【件 名】

「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める国への意見書」の提出を求める請願

## 【請願趣旨】

1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されていて、2004年までに1,000万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入されました。主に建築物の建材にアスベストが使用されていました。

そして現在、問題視されているのは、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。国の補助制度として、国土交通省所管の交付金である「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定され、補助金額も費用の一部（調査上限25万円/棟、除去：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内）に過ぎず、極めて不十分です。石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、アスベスト含有建材の調査報告が成形板等のレベル3までとなりました。事前調査結果の報告は、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建物所有者（国民）が負担することになり、解体・改修費用が増加するため、国民負担は相当なものになります。その負担を避けようと、無届、違法工事が横行してしまえば、国民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。また、老朽化が著しい空き家対策においてもこのような影響を受ける可能性も考えられます。

多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の建物所有者（国民）負担を知らないため、国民全体の課題と捉え、積極的に国民へ周知を行うことも必要と考えます。

## 【請願事項】

国（国土交通省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充、一般住民が使える成形板等のレベル3までの調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める意見書を国に提出していただくこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。